

11月定例月議会 議会報告資料



四日市市議会

資 料 一 覧

- 四日市市議会における各常任委員会の所管（担当範囲） P 1
- 令和 5 年 11 月定例月議会の日程 P 2
- 各常任委員会 委員名簿 P 3
- 議案・請願審議の流れ（イメージ図） P 4
- 令和 5 年 11 月定例月議会 常任委員会で審査した事項 P 5～7
- 令和 5 年度 11 月補正予算案（第 5 号～第 7 号）の概要 P 8～10
- 各常任委員会における審査
 - ・総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 P 11～15
 - ・教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 P 16～22
 - ・産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会 P 23～33
 - ・都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 P 34～40
 - ・予算常任委員会 P 41～45
- 本会議等における審査の結果（概要） P 46
- 11 月定例月議会における一般質問について P 47
- 11 月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について P 48
- 令和 6 年 2 月定例月議会日程（予定） P 49
- 令和 6 年 2 月定例月議会 議会報告会開催のお知らせ P 50

四日市市議会における各常任委員会の所管

四日市市議会では、以下の6つの常任委員会が設置されており、それぞれ定数、所管（担当する範囲）が「四日市市議会委員会条例」に定められています。

1 総務常任委員会（8人）（定数 8人）

政策推進部（総合計画、広報広聴、秘書、国際交流、中核市、四日市港など）、総務部（行政一般、文書、条例等の立案、職員の任免・服務・給与・研修・福利厚生、情報公開・個人情報保護、契約、工事検査、ICT推進、統計、情報処理、人権など）、財政経営部（財政、行財政改革、市有財産、市税など）、危機管理統括部（自然災害、テロ、新型コロナウイルス等危機管理）、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に属する事項、消防本部、その他の常任委員会の所管に属しない事項

2 教育民生常任委員会（9人）（定数 9人）

健康福祉部（社会福祉、介護保険、健康、公衆衛生、国民健康保険、国民年金、食肉の検査）、こども未来部（児童福祉、子育て支援、子どもの健康）、教育委員会に属する事項

3 産業生活常任委員会（9人）（定数 9人）

市民生活部（地域振興、市民活動、生涯学習、市民相談、消費計量、多文化共生、男女共同参画、戸籍・住民基本台帳、印鑑登録）、シティプロモーション部（シティプロモーション、観光、文化振興、文化財、体育施設、スポーツ）、商工農水部（商業、工業、勤労福祉、雇用対策、農林業、水産業、農業土木、競輪事業）、市立四日市病院、農業委員会に属する事項

4 都市・環境常任委員会（7人）（定数 8人）

環境部（環境衛生、生活環境・自然環境、廃棄物の処理、清掃）、都市整備部（都市計画、公共交通、建築指導・開発審査、道路・公園・河川及び農用・用排水、市街地整備、営繕、住宅）、上下水道局に属する事項

5 予算常任委員会（議長を除く33人）（定数33人）

予算及びこれに関連する事項

6 決算常任委員会（議長及び議会選出監査委員を除く31人）（定数 31人）

決算及びこれに関連する事項

※ 四日市市議会の議員は34人で、議員は1から4までの常任委員会のいずれか1つに所属することになっています。

※ 予算常任委員会及び決算常任委員会には、1から4までの常任委員会と委員構成や所管を同一とする分科会が設置されています。（委員構成については、議長、監査委員を除く都合で例外があります）

令和5年11月定例月議会の日程（○本会議日程 ●委員会日程）

11月29日（水）	○（初日）議案説明、質疑、委員会付託等 ●予算常任委員会分科会（総務、教育民生）※本会議休憩中 ●予算常任委員会全体会※本会議休憩中 ○委員長報告、質疑、討論、採決
12月6日（水）	○一般質問 ●都市・環境常任委員会
7日（木）	○一般質問 ●教育民生常任委員会
8日（金）	○一般質問
11日（月）	○一般質問
12日（火）	○一般質問、追加議案説明、議案質疑、委員会付託等
13日（水）	●各常任委員会／予算常任委員会各分科会
19日（火）	●予算常任委員会全体会
20日（水）	●都市・環境常任委員会
25日（月）	○（最終日）委員長報告、質疑、討論、採決

11月定例月議会は、上記日程で開催されました。

各常任委員会 委員名簿

総務常任委員会 (8 人)		
委員長	太田	紀子
副委員長	早川	新平
委員	荒木	美幸
委員	竹野	兼主
委員	日置	記平
委員	平野	貴之
委員	村山	繁生
委員	森	康哲

教育民生常任委員会 (9 人)		
委員長	加納	康樹
副委員長	山口	智也
委員	今村	厚美
委員	笹井	絹予
委員	谷口	周司
委員	水谷	一未
委員	村上	暁
委員	森川	慎
委員	山田	知美

産業生活常任委員会 (9 人)		
委員長	石川	善己
副委員長	小田	あけみ
委員	伊世	利子
委員	荻須	智之
委員	上	麻理
委員	川村	幸康
委員	田中	徹
委員	中川	雅晶
委員	諸岡	覚

都市・環境常任委員会 (7 人)		
委員長	伊藤	嗣也
副委員長	後藤	純子
委員	小林	博次
委員	笹岡	秀太郎
委員	辻	裕登
委員	樋口	博己
委員	森	智子

予算常任委員会 (議長を除く 33 人)		
委員長	森川	慎
副委員長	森	智子

決算常任委員会 (議長及び議会選出 監査委員を除く 31 人)		
委員長	荒木	美幸
副委員長	荻須	智之

議案・請願審査の流れ

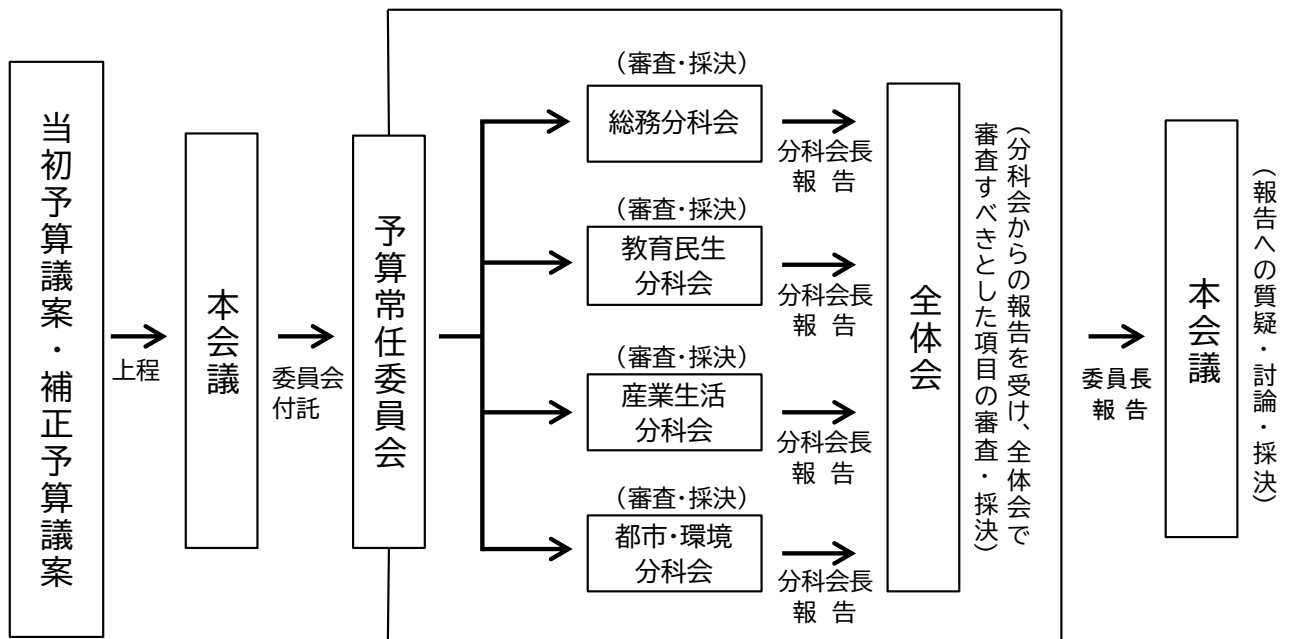
【 議 案 】

予算、決算、条例制定・改廃、契約の締結、動産の取得・処分など

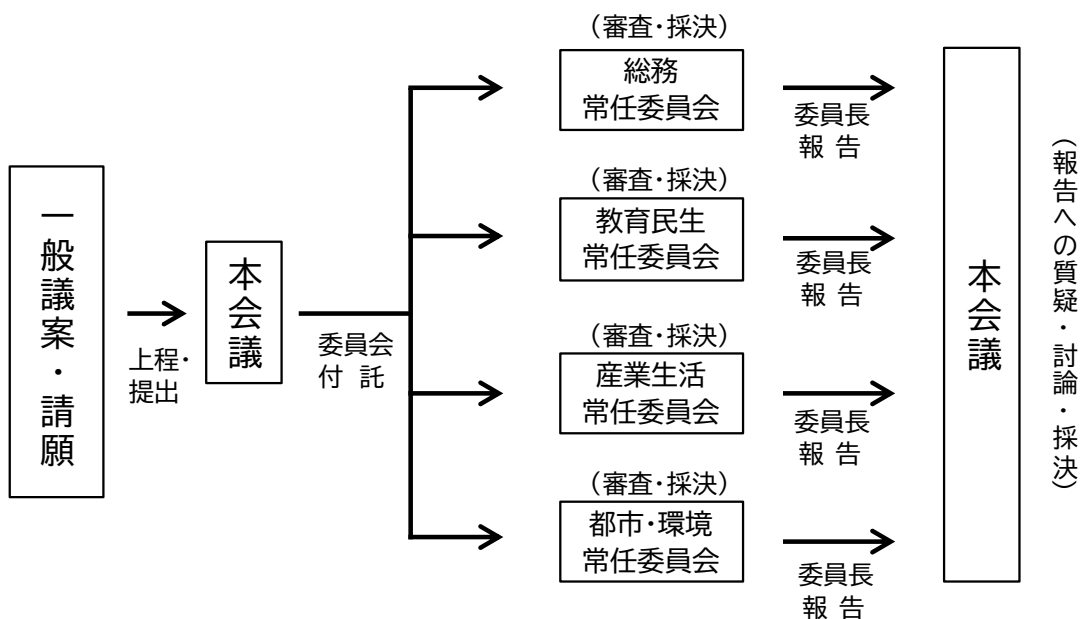
【 請 願 】

市行政への要望、国・県に対して市議会から要望する(意見書を提出する)ことを求めるものなど

○予算関係議案の審査の流れは下記のとおりです。



○一般議案及び請願の審査の流れは下記のとおりです。



令和5年 11 月定例月議会 常任委員会で審査した事項について

今定例月議会における審査議案につきましては、下記のとおり、補正予算関係議案、条例制定や一部改正に関する議案、工事請負契約に関する議案などの審査を行いました。

(1) 総務常任委員会で審査した議案

【補正予算関係議案】

- ①議案第 43 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 5 号）
- ②議案第 44 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 6 号）
- ③議案第 45 号 令和 5 年度競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ④議案第 46 号 令和 5 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ⑤議案第 48 号 令和 5 年度土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑥議案第 49 号 令和 5 年度介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑦議案第 50 号 令和 5 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑧議案第 94 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）

【一般議案】

- ①議案第 54 号 市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- ②議案第 55 号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- ③議案第 56 号 職員給与条例の一部改正について
- ④議案第 57 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- ⑤議案第 58 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ⑥議案第 59 号 特別会計条例の一部改正について
- ⑦議案第 60 号 総合会館条例の廃止について

(2) 教育民生常任委員会で審査した議案

【補正予算関係議案】

- ①議案第 43 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 5 号）
- ②議案第 44 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 6 号）
- ③議案第 46 号 令和 5 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ④議案第 49 号 令和 5 年度介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑤議案第 50 号 令和 5 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑥議案第 94 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）

【一般議案】

- ①議案第 64 号 国民健康保険条例の一部改正について
- ②議案第 65 号 子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- ③議案第 66 号 市立こども園条例の一部改正について
- ④議案第 67 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤議案第 73 号 市立図書館充実基金条例の制定について
- ⑥議案第 74 号 小中学校保健室等空調設備整備事業に係る特定事業契約の締結について
- ⑦議案第 79 号 工事請負契約の締結について ー博物館エレベーター改修工事ー
- ⑧議案第 86 号 歯科医療センターの指定管理者の指定について

- ⑨議案第 87 号 障害者福祉センターの指定管理者の指定について
- ⑩議案第 88 号 障害者自立支援施設たんぽぽの指定管理者の指定について
- ⑪議案第 89 号 障害者自立支援施設共栄作業所の指定管理者の指定について
- ⑫議案第 90 号 障害者自立支援施設あさけワークスの指定管理者の指定について
- ⑬議案第 91 号 母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

(3) 産業生活常任委員会で審査した議案

【補正予算関係議案】

- ①議案第 44 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 6 号）
- ②議案第 47 号 令和 5 年度食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 1 号）
- ③議案第 52 号 令和 5 年度市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算
- ④議案第 94 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）

【一般議案】

- ①議案第 61 号 楠ふれあいセンター条例の一部改正について
- ②議案第 62 号 なや学習センター条例の一部改正について
- ③議案第 63 号 市民活動センター条例の一部改正について
- ④議案第 68 号 市営宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例の廃止について
- ⑤議案第 75 号 工事請負契約の締結について ―三滝テニスコート改修工事―
- ⑥議案第 80 号 市民交流会館の指定管理者の指定について
- ⑦議案第 81 号 楠福祉会館の指定管理者の指定について
- ⑧議案第 82 号 すわ公園交流館の指定管理者の指定について
- ⑨議案第 83 号 勤労者・市民交流センターの指定管理者の指定について
- ⑩議案第 92 号 文化会館、三浜文化会館及び茶室の指定管理者の指定について
- ⑪議案第 95 号 戸籍関係等手数料条例の一部改正について
- ⑫議案第 96 号 農業委員会委員の任命について

(4) 都市・環境常任委員会で審査した議案

【補正予算関係議案】

- ①議案第 44 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 6 号）
- ②議案第 48 号 令和 5 年度土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ③議案第 51 号 令和 5 年度水道事業会計第 2 回補正予算
- ④議案第 53 号 令和 5 年度下水道事業会計第 2 回補正予算
- ⑤議案第 94 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）

【一般議案】

- ①議案第 69 号 水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について
- ②議案第 70 号 農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ③議案第 71 号 水道事業給水条例の一部改正について
- ④議案第 72 号 水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について
- ⑤議案第 76 号 工事請負契約の締結について ―市民公園整備工事―
- ⑥議案第 77 号 工事請負契約の締結について
―近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その 5）―
- ⑦議案第 78 号 工事請負契約の締結について
―垂坂 1 号線ほか 1 線道路改良工事（その 2）―

- ⑧議案第 84 号 北部墓地公園の指定管理者の指定について
- ⑨議案第 85 号 市営中央駐車場及び市営本町駐車場の指定管理者の指定について
- ⑩議案第 93 号 市道路線の認定について

(5) 予算常任委員会で審査した議案

【補正予算関係議案】

- ①議案第 43 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 5 号）
- ②議案第 44 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 6 号）
- ③議案第 45 号 令和 5 年度競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ④議案第 46 号 令和 5 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ⑤議案第 47 号 令和 5 年度食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑥議案第 48 号 令和 5 年度土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑦議案第 49 号 令和 5 年度介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑧議案第 50 号 令和 5 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ⑨議案第 51 号 令和 5 年度水道事業会計第 2 回補正予算
- ⑩議案第 52 号 令和 5 年度市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算
- ⑪議案第 53 号 令和 5 年度下水道事業会計第 2 回補正予算
- ⑫議案第 94 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）

令和5年度11月補正予算(第5号)案の概要

1. 11月補正予算(第5号)案について

補正の内容は国の経済対策により、物価高騰対策として住民税非課税世帯1世帯あたりに7万円を給付するため、所要の予算措置を行うものです。

歳入につきましては、特定財源の国庫支出金の補正を行い、収支の均衡を図りました。

その結果、11月補正予算(第5号)案の予算規模は、次のとおりです。

(単位:千円)

[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	133,452,877	2,385,100	135,837,977
特別会計	86,039,580	0	86,039,580
企業会計	69,076,012	0	69,076,012
財産区	49,900	0	49,900
計	288,618,369	2,385,100	291,003,469

令和5年度11月補正予算(第6号)案の概要

1. 11月補正予算(第6号)案について

補正の主な内容は、一般会計において、ふるさと応援寄附金が当初の想定を大きく上回る見込みであるため、返礼品等に要する経費の増額補正を行うほか、四日市萬古焼の原料であるペタライトが入手困難な状況にあるため、配合割合や代替材料等の研究費用を補助するための増額補正を行うものです。

また、人事院勧告等に伴う人件費補正のほか、実績が当初予算を上回る見込みの子ども医療費の増額補正や、市立図書館への寄附に伴う図書館充実基金積立金の計上、ハーフマラソン開催準備経費の減額補正などを行っております。

歳入については、歳出各款に関する特定財源の補正を行うほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税の増額補正や一般繰越金の増額補正を行うとともに、収支差については、実質収支の二分の一ルール分を財政調整基金に、残額を都市基盤・公共施設等整備基金に積み立てることにより、収支の均衡を図りました。

債務負担行為については、令和6年4月1日から業務を開始するため本年度中に契約を行う必要のある事業費のほか、温水プール整備事業費や民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費、学校給食用食材調達等業務委託費などの追加、変更及び廃止を行っております。

特別会計については、競輪事業特別会計の車券払戻金や、国民健康保険特別会計の準備金積立金の増額補正などを行っており、併せて各会計において人件費補正や債務負担行為の追加などを行っております。

企業会計については、水道事業会計で営業費用の増額補正、市立四日市病院事業会計で医業費用などの増額補正や建設改良費の減額補正、下水道事業会計で建設改良費の減額補正を行っており、併せて各会計において人件費補正や債務負担行為の追加などを行っております。

その結果、11月補正予算（第6号）の予算規模としては、次のとおりです。

(単位:千円)			
[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計 (うち人件費)	135,837,977	4,805,141 (△384,583)	140,643,118
特別会計 (うち人件費)	86,039,580	4,258,190 (△40,404)	90,297,770
企業会計 (うち人件費)	69,076,012	366,453 (118,415)	69,442,465
財産区	49,900	0	49,900
計 (うち人件費)	291,003,469	9,429,784 (△306,572)	300,433,253

令和5年度11月補正予算(第7号)案の概要

1. 11月補正予算(第7号)案について

補正の主な内容は、国の経済対策を受け、本市に配分される見込みの重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者への支援を行うものです。

低所得のひとり親世帯に対し、三重県子育て世帯生活応援給付金2万円に本市独自の上乗せ1万円を加えた合計3万円を給付するとともに、三重県の支給対象とならなかった低所得の子育て世帯等に対し、本市独自の四日市市子育て世帯生活応援給付金3万円を給付するため、所要の事業費及び事務費を計上しております。

また、電気・ガス料金、燃料費、食料等が急激に高騰する中で、サービス報酬等が公定価格によって定められており、価格転嫁することができない介護保険、障害福祉などのサービス事業所のほか、物価高騰の影響を受けている民間保育所、畜産農家、市内交通事業者などについて、年度後半も三重県との協調支援を引き続き行うとともに、四日市市中小企業振興資金について保証料補給率の上乗せや融資期間の延長により事業者負担の軽減を図るため、所要の経費について増額補正を行っております。

歳入につきましては、特定財源である国庫支出金及び県支出金の補正を行い、収支の均衡を図りました。

その結果、11月補正予算(第7号)案の予算規模としては、次のとおりです。

(単位:千円)			
[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	140,643,118	386,813	141,029,931
特別会計	90,297,770	0	90,297,770
企業会計	69,442,465	0	69,442,465
財産区	49,900	0	49,900
計	300,433,253	386,813	300,820,066

総務常任委員会／総務分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

【11 月定例月議会 補正予算議案】

○議案第 44 号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

ふるさと応援寄附金事業

1. 目的

ふるさと応援寄附金を通して、本市の魅力ある地場産品を広く周知することで、寄附の受け入れ拡大を目指す。

2. 内容

ふるさと納税ポータルサイトの追加や返礼品の見せ方を変更してきたほか、新規の返礼品を開拓して寄附者への周知に努めてきたところ、寄附金額が拡大し、寄附の募集等に係る費用が増加することが見込まれるため、所要額の増額補正を行う。

（単位：千円）

区分	補正前	補正額	補正後
返礼品代金等	44,118	52,675	96,793
ワンストップ申請書 受取人払い郵便料	106	119	225
ポータルサイト 使用料等	17,748	18,752	36,500
合計	61,972	71,546	133,518

【参考 歳入】

	補正前	補正額	補正後
01 総務管理費寄附金			
50 ふるさと応援寄附金	129,000	162,000	291,000

3. 補正予算額

71,546 千円 （財源内訳） 一般財源

71,546 千円

【補正予算 参考】

○令和5年度8月以降におけるふるさと納税の主な取り組み状況

①既存返礼品の改良や新規返礼品の開拓

- ・ 返礼品提供事業者との面談や訪問を行い、既存返礼品の改良や寄附額の見直し、新規返礼品の開拓を実施。
- ・ 返礼品登録者数は 533 品（令和5年3月末時点）から 671 品（令和5年10月末時

点)へ推移。

②返礼品等のPRの取り組み

ア 令和4年度の返礼品寄附件数上位3品目の返礼品事業者へ感謝状の贈呈

- ・令和4年度の返礼品寄附件数上位3品の返礼品事業者3社に感謝状と記念品を贈呈した。(返礼品事業者：九鬼産業株式会社、株式会社宮崎本店、有限会社渡辺手延製麺所)

イ 四日市市ふるさと納税PRアンバサダー「ふるさとの名匠」の任命

- ・ふるさと納税で返礼品を提供していただいている返礼品事業者の中から、全国に誇れる伝統工芸士や職人を「ふるさとの名匠」として任命し、本市の魅力発信に貢献してもらう。(清水酔月氏、今村みえ子氏、岡本伸治氏)

③ふるさと納税ポータルサイト等の追加

ア ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」の開設(令和5年9月19日リリース)

- ・4大ポータルサイトのうち、「さとふる」「楽天ふるさと納税」及び「ふるなび」に加えて、9月19日から「さとふる」を開設。

イ 現地決済型ふるさと納税「пейふる」の導入(令和5年11月10日リリース)

- ・クレジットカードで現地決済型「пейふる」を活用するふるさと納税は、寄附者にとって自前の会員登録等の面倒な寄附時の手続きを簡素化できるとともに、返礼品を提供する事業者にとっても、既存の運用方法を変更する負担が少ない。また、自治体側の導入時にかかる費用負担が少なく、現地でスムーズにふるさと納税の決済ができる。
- ・東海地方におけるゴルフ場での「пейふる」導入は本市が初めてで、三重県内では初導入。今回の導入先は名四カントリークラブ。

④令和5年度ふるさと納税寄附金の寄附金額の推移について

ポータルサイトにおける返礼品の見せ方の工夫を重点的に行っていると同時に、新たにポータルサイトを開設したことで、6月以降は顕著に前年度の寄附額を上回っている。

なお、9月は10月からのふるさと納税の制度改正に伴う駆け込みにより寄附が大幅に増加した。

	実績								令和5年度は見込み					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	上半期小計	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度 (千円)	3,519	4,507	6,797	9,649	11,033	58,656	20,518	114,679	40,516	102,805	10,000	10,000	13,000	291,000
令和4年度 (千円)	2,037	5,030	3,957	3,336	3,241	3,271	15,223	36,095	10,446	31,189	3,500	2,499	3,051	86,780*
対前年度比	173%	89.6%	172%	289%	340%	1,793%	135%	318%						

※令和4年度：寄附受付ベース

4. 債務負担行為（追加）

- ・ふるさと納税支援業務委託費

寄附受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理及び寄附者と返礼品提供事業者への対応等に係るふるさと納税支援業務を委託する。

限度額：212,300 千円

期間：令和5年度から令和6年度まで

【債務負担行為 参考】

- ⑤ふるさと納税支援業務委託費（債務負担行為限度額：212,300 千円）

令和6年度ふるさと納税想定寄附金額：517,000 千円

限度額の内訳

ア 委託料：34,122 千円（寄附金額×委託料率 6.6%）

イ 報償費等：178,178 千円（寄附金額×返礼品率 30% 155,100 千円＋配送料 23,078 千円）

- ⑥令和6年度ふるさと納税寄附金額増額に向けた主な取り組み

- ・ふるさと納税ポータルサイトの追加開設（ANAのふるさと納税、JALふるさと納税、JRE MALLなど）
- ・新規返礼品の開拓
- ・更なるPRの推進

5. 分科会での議論の概要

（Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁、意見：委員からの意見）

Q. ふるさと納税による個人市民税税額控除額の総額はいつ分かるのか。

A. これから受付が始まる確定申告の内容が反映されるので、令和6年7月から8月に判明し、令和6年8月定例月議会には示すことができる見込みである。

Q. 本市の返礼品を掲載するふるさと納税ポータルサイトを増やすためには、様々な課題があると説明を受けた記憶があるが、その内容は解消したのか。

A. 「ふるなび」は、年度当初から手続きに取り掛かったが、決済の認証手続きに時間を要し、導入が6月の初めになった。「さとふる」は、他のふるさと納税ポータルサイトと異なり、返礼品を提供する事業者がサイトに登録をしなければならず、対応の検討や事業者説明会の開催などに時間を要し、導入が令和5年9月になった。

Q. 前年との比較の速報値がニュースで報じられているが、現時点でどのように評価しているのか。

A. 令和5年11月の速報では、前年比で約3倍の寄附額になっている。11月の寄附額については、今回の補正をお願いする際に見込んだ収入の額が8割程度に留まっているので、12月のふるさと納税の寄附が一番増える時期に合わせて返礼品を追加するなどの取組を行っている。

（意見）結果は数字でしか出てこない。需要の高い返礼品を発掘し続けるなど、より効果的

な取組をすべきだ。

Q. 前年比で寄附額が増えた理由をどう分析しているのか。

A. ポータルサイトで使う返礼品の写真を工夫したり、丁寧な説明を入れることにより、本市の地場産品の魅力の伝え方を工夫したことが、寄附額の増加につながったと考える。

Q. ゴルフ場で現地決済型ふるさと納税「peiふる」を導入したとあるが、なぜゴルフ場を選んだのか。

A. ゴルフは現地に来て楽しむスポーツであり、その点が体験型の返礼品との親和性が高いと判断した。

Q. 令和6年度に追加予定のふるさと納税ポータルサイトにANAとJALがあるが、誰をターゲットにしているのか。

A. 既に利用しているポータルサイトは、通信販売をよく利用する人には情報が届きやすい。一方で、今回追加していくものは、交通機関をよく利用する人をターゲットにしている。

Q. 企業版ふるさと納税については、寄附を増やすためにどのような取組をしているのか。

A. 本社が市外で市内に事業所がある企業を直接訪問したり、法人市民税の中間申告納付の案内にチラシを同封している。

Q. 本市にゆかりのある企業へ直接訪問していると思うが、四日市に全く関わりのない企業に直接訪問することはあるのか。

A. まずは、市内に事業所があり、関わりのある企業を訪問している。また、東京事務所では広く情報収集をしており、四日市とゆかりのある方の情報を得たら、その方が勤める企業を訪問している。確実に取組を積み重ねることや、寄附をしたくなるような魅力的な事業を打ち出すことで、寄附額を増やしたい。

【11 月定例月議会 一般議案】

議案第 60 号 四日市市総合会館条例の廃止について

1. 概要

様々な行政課題に対応するために業務量が増加し、また、業務内容は複雑化しており、庁舎及び総合会館の執務室や会議室等に不足が生じている。

このような状況から公共施設適正化の観点から、総合会館 8 階集会施設の会議室 5 室と和室 1 室を庁内の執務室や会議室として使用するため、貸館業務を廃止する。

2. 内容

四日市市総合会館条例を廃止する。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4. 委員会での議論の概要

(Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁、意見：委員からの意見)

Q. 貸館の廃止にあたり、利用者の声を聞き取っているのか。

A. 令和 3 年度に議会へ説明してから 1 年以上の期間、利用者へ周知してきた。貸館の問い合わせの際には、なやプラザや三浜文化会館など他の貸館施設を案内している。

Q. 本庁舎に余っている執務室はないのか、新型コロナワクチン接種事業の対応に使用している執務室を利用できないのか。

A. 新型コロナワクチン接種事業の対応について、現時点では、事業は継続しており、執務室は不足している。

Q. 本条例には、総合会館 8 階の視聴覚室や展示室の貸館も含まれるのか。

A. 視聴覚室と展示室は、本条例ではなく、四日市市立視聴覚センター条例に基づき設置されているものであり、今回の対象には含まれていない。

◎委員会（分科会）における審査の結果

- ・別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○主な議案の審査内容について（概要）

【11月定例月議会 補正予算議案】

○議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）関係部分

物価高騰対策緊急支援事業費（介護保険サービス事業所等）

1. 目的

原油価格・物価高騰に伴う食材費、電気・ガス料金、ガソリン代の高騰の影響を受けている介護保険サービス事業所等を支援する。

2. 内容

食材費、電気・ガス料金、ガソリン代が高騰する中、介護報酬が公定価格で定められており価格転嫁することができない介護保険サービス事業所等に対し、食材費や電気・ガス料金等の高騰分の一部を三重県との協調により支援する。

（1）支援内容

①対象施設

入所系施設：特別養護老人ホームなど

通所系施設：通所介護事業所など

訪問系施設：訪問介護事業所など

宿泊を伴うその他のサービス施設（以下「その他」）：認知症高齢者グループホームなど

②対象期間

令和5年10月分から令和6年3月分まで（6か月分）

③内容

食材費・電気料金・ガス料金に係る支援（食材費は入所系施設のみ）

＜入所系・通所系・その他＞ 物価等高騰相当額（月額）×6か月×定員×1／2

＜訪問系施設＞ 物価等高騰相当額（月額）×6か月×1／2

ガソリン代に係る支援

＜各施設共通＞ 物価等高騰相当額（月額）×6か月×車両台数×1／2

（i）令和5年10月分～12月分

種別	物価等高騰相当額			
	食材費	電気料金	ガス料金	ガソリン代
入所系	3,200円 ※1	1,100円 ※1	160円 ※1	500円 ※3
通所系	-	700円 ※1	110円 ※1	1,200円 ※3
訪問系	-	8,100円 ※2	1,200円 ※2	500円 ※3
その他	-	1,100円 ※1	160円 ※1	500円 ※3

（ii）令和6年1月分～3月分

種別	物価等高騰相当額			
	食材費	電気料金	ガス料金	ガソリン代
入所系	4,300円 ※1	600円 ※1	120円 ※1	600円 ※3
通所系	-	400円 ※1	80円 ※1	1,600円 ※3
訪問系	-	4,600円 ※2	900円 ※2	600円 ※3
その他	-	600円 ※1	120円 ※1	600円 ※3

※1 定員1名当たりの額、※2 事業所1か所当たりの額、※3 車両1台当たりの額

(2) 支援額 59,492千円

(単位:円)

種別	事業所数	食材費	電気料金	ガス料金	ガソリン代	計
入所系	79 か所	34,020,000	7,711,200	1,270,080	130,350	43,131,630
通所系	125 か所	—	5,347,650	923,685	2,213,400	8,484,735
訪問系	213 か所	—	4,057,650	670,950	2,060,850	6,789,450
その他	26 か所	—	895,050	147,420	42,900	1,085,370
合計	443 か所	34,020,000	18,011,550	3,012,135	4,447,500	59,491,185

(3) 事務経費 2,436千円

①需用費(封筒及び用紙代) 51千円

②役務費(郵送料) 42千円

③事務委託料 2,343千円

3. 補正予算額

61,928千円

(財源内訳) 国庫支出金(10/10) 61,928千円

4. 主な議論

Q. 関係する事業者や団体などから支援の拡充について要望などはなかったか。

A. サービス付き高齢者向け住宅などの県が対象外としている施設から対象施設に加えてほしいとの話はあったが、今回の支援事業は県との協調支援のため前回と同様に対象外とした。

(意見) 今回の対象施設に加えることは難しいかもしれないが、現場とのコミュニケーションを密にしながら、要望はしっかりと受け止めて次回以降に反映できるよう、現状把握に努めてほしい。

デジタル採点システム使用料（債務負担行為）

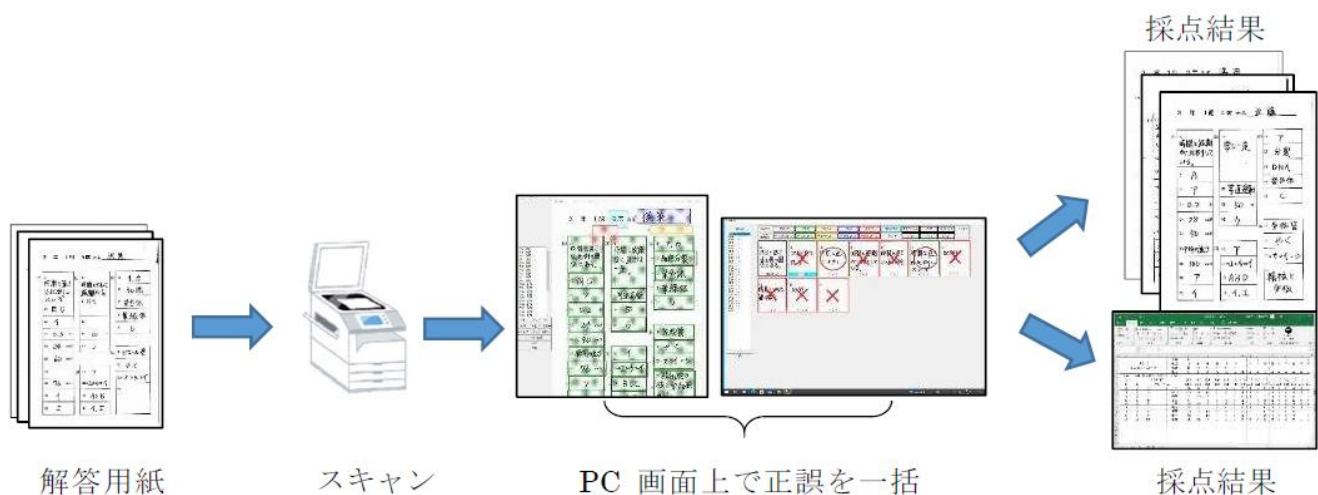
1. 目的

デジタル採点システムを全小中学校に導入することにより、紙面による定期テスト等の採点作業時間を短縮し、業務の効率化と児童生徒と向き合う時間を創出する。

2. 内容

解答用紙をスキャンしてパソコンに取り込むことで解答データとしてシステムに入力される。選択形式なら自動で採点され、それ以外の問題形式の場合も、画面に同じ設問の回答が一覧表示されるため、クリックだけで一括で採点したり部分点を比較しながら採点したりもできる。これにより、採点作業時間を短縮することができるとともに、採点ミスの減少や採点の公平性の向上も期待できる。

また、採点結果も自動集計され、一問ごとの正誤状況やさまざまな分析機能により、学級の学習課題・傾向を把握するだけでなく、個に応じた指導につなげることも可能となる。



3. 債務負担行為（追加）

限度額 10,715千円

期 間 令和5年度から令和6年度まで

4. 主な議論

Q. システムによる採点はどの程度の精度なのか。また、教員が部分的に点数をつけるなどの裁量がなくなってしまうのではないか。

A. 平仮名などの文字の細かい判別は難しいが、記号問題などは自動採点が可能である。漢字の書き取りなどシステムで判別できない問題は、同じ問題について各生徒の答案を一覧に表示して採点できる。また、点数の裁量については、三角をつけて部分点を与える機能もある。

(意見) 手書きの採点には、教員がメッセージを書いてくれるなど、手書きならではのコミュニケーションの役割もあったと感じる。システム導入により教員の負担軽減につなげる一方で、こうしたコミュニケーションも大切にしてほしい。また、採点結果のデータの蓄積、学習の振り返りなど個々の指導につなげることも期待できるため、有効に活用してほしい。

Q. 教員の採点にかかる時間をどのくらい短縮できるのか。

A. 教科の特性により異なるが、5割から6割程度まで短縮できる。システムに慣れればさらに短縮できると考えている。

【11 月定例月議会 一般議案】

○議案第 64 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

1. 改正の背景

出産時の保険料負担について、既に厚生年金、健康保険や国民年金においては、免除制度があることを踏まえ国民健康保険においても同様の制度が創設されるものである。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の施行に伴い、更なる子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援などの観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間の保険料（均等割額、所得割額）を免除することが定められた。

これにより、国民健康保険施行令等が一部改正されることに伴い、新たな条文の追加等を行う。

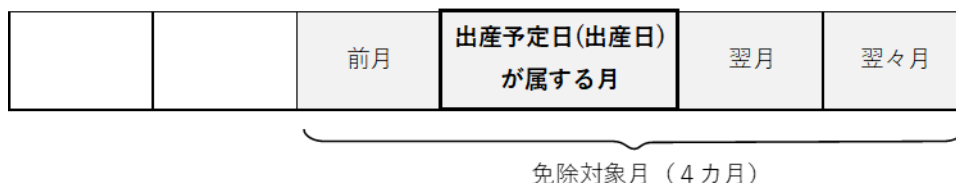
2. 改正の内容

(1) 出産被保険者の保険料の免除

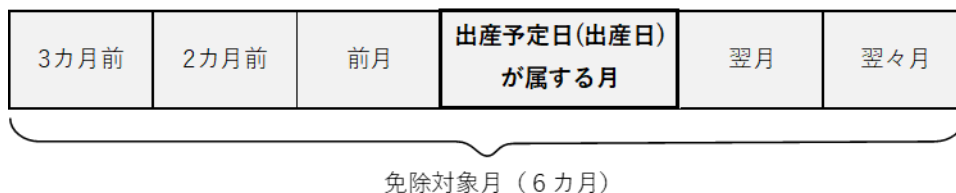
出産予定又は出産した国民健康保険被保険者の保険料について、出産予定日（出産日）の前月から出産予定日の翌々月までの 4 か月間の所得割額と均等割額を減額する。

なお、多胎妊娠の場合については、出産予定日の 3 か月前から出産予定月の翌々月まで 6 か月間を減額とする。

【単胎の場合】



【多胎の場合】



(2) 出産被保険者に関する届出

原則、保険料の免除を受けるためには、世帯主による届出が必要であり、事実を確認できる書類を添えなければならない。

ただし、市が必要な事項を確認できる場合、届出でなく職権において免除することができる。

3. 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

（令和 5 年 11 月以降に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者から適用する。）

4. 主な議論

Q. 保険料を免除するためには、原則として世帯主の届出が必要とあるが、届出を省略できないのか。

A. 出産育児一時金の申請の際に声をかけ、同時に免除申請をしてもらう対応を考えている。

○議案第 74 号 小中学校保健室等空調設備整備事業に係る特定事業契約の締結について

市内の市立小中学校における保健室等の空調設備の更新などを、令和 7 年度からの供用開始を目指し整備を行う。

本事業は、P F I 事業方式により事業者が空調設備の設計及び施工業務等を行うとともに、整備完了後 1 3 年間の維持管理業務を行うものである。

1. 事業内容

市内の小中学校 5 4 校(整備対象教室数: 4 4 1 室)における保健室等への空調設備の整備について、事業者が空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行う。

2. 事業のスケジュール

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 ～ 1 9 年度
設計・施工期間	←————→		
維持管理期間			←————→

3. 契約金額 2, 5 8 7, 6 0 0, 0 0 0 円
4. 契約の相手方 株式会社四日市サルビア空調
5. 契約期間 契約の日から令和 2 0 年 3 月 3 1 日まで
6. 契約方法 一般競争入札（総合評価方式） 1 社

7. 主な議論

- Q. 最近の学校施設の空調整備において入札不調が続いたが、今回の入札に当たりどのように対応したのか。
- A. 不調になった原因として急激な物価上昇があったため、今回は十分に市場調査等をしながら予定価格を決定したことが、今回の応札につながったと捉えている。
- Q. 今回落札した特別目的会社の応募はスムーズにいったのか。
- A. 前回、入札不調になった当時を含め、今回の実施方針を示してから興味を示していた事業者であり、今回のスムーズな応募につながったと認識している。

○請願第6号 子どものために「保育士配置基準の引上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出について

〔請願事項〕

国に対して、子どものために「保育士配置基準の引上げ」と「労働条件改善による保育士増員を求める意見書」を提出してください。

1. 請願者との議論

Q. 保育士不足により、各園にどのような影響があったのか。

A. 一時保育をやめざるを得なくなった園が複数あるなど、地域の子育て世帯を支える特別保育等の実施に特に大きな影響を受けている。

Q. 本市では、各園の協力もあり、国が今回示した基準を上回る、1歳児4人に対し保育士1人という配置を実現しているが、本市から国へ提出する意見書として1歳児5人に対し保育士1人という配置基準を求めることをどのように考えるのか。

A. 県内で国が今回示した基準に見合う補助ができていない市町もあるため、先行する四日市の市議会から1歳児4人に対し1人の配置を求めるよう国に意見書を出してもらえらるなら心強いと考える。

Q. 国が示す4、5歳児25人に対し保育士1人の配置基準について、各園での現状はどうか。

A. 国の基準よりも手厚く配置している園が多いが、これは国の配置基準が不十分であるために、各園が費用を負担して加配することで現在の人員を配置している。

(意見) 1歳児の基準と4、5歳児の基準のどちらについても、本市で実現している配置基準への改善を国に求めていくべきと考える。

Q. 不適切保育の問題は保育士の増員だけで解消できるものではなく、同時に保育の質の向上も求められていると考えるがどうか。

A. 一人の保育士が向き合う子供の数が少なくなるほど保育の質は向上し、研修等の機会に職員を参加させるためにも人員の余裕が必要となることから、保育士の増員が保育の質の向上につながる最大の要素だと考える。

(意見) 保育士は大切な命を預かる仕事であるため、各園でも市でも保育士の資質を高め、保育の質の向上を図る必要がある。

(意見) 研修は保育士が新たな情報を得る重要な機会であり、忙しい中でも取り組めるような研修の方法についても検討すべきである。

Q. 本市の保育士確保に関する施策は他市と比較しても充実してきていると考えるがどうか。

A. 本市の様々な施策には感謝しているが、本市に限らず、全ての子供たちに分け隔てなく質の高い保育が提供できるようにしてほしい。

(意見) 国の動向を注視し、本市同様の施策が広まるよう発信することが必要である。

(意見) 保育士の事務にかかる負担軽減についても取り組む必要がある。

2. 理事者から補足説明

本請願では6月の「こども未来戦略方針」について触れられているが、請願の提出以降、国の動きがあった。国が12月11日に開催した「こども未来戦略会議」において「こども未来戦略」案を示し、保育士の配置基準の改善と処遇改善が明記された。

(内容)

- ・令和6年度から4、5歳児の配置基準について30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設け、最低基準の改正を行う
なお、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することもできる。
- ・1歳児については、令和7年度以降、6対1から5対1への改善を進める。
- ・処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、さらなる処遇改善を進める。

3. 理事者との議論

Q. 「こども未来戦略」案が示されたことについて、どのように受け止めているのか。

A. 現在はまだ案の段階だが、報道によると年内の閣議決定を目指しているとのことであり、閣議決定後は所管の省庁において、基準など必要な規定の改正や予算措置を行っていくことが見込まれ、また、処遇改善については、人事院勧告への対応に関する部分について今年度の国の補正予算が編成されたところであるが、その一方で、「こども未来戦略」において具体的に示されていない事項もあることから、今後も国の動向を注視しなければならない。

4. 討論

(賛成) 現場の保育士が配置基準の改善の重要性を実感し、また、研修を行うためにも余裕のある人員配置が必要であるとの請願者の発言を聞き、保育士の配置基準と処遇の改善の重要性を再認識したが、国が示す配置基準については、より具体的な方向性の明記が必要と考え、国の施策をさらに前に進めるためにも、本請願の採択に賛成する。

(審査期限の延期)

- ・請願趣旨にある「保育士の配置基準の引き上げ」、「労働条件改善による保育士の増員」については賛同するが、国の「こども未来戦略」案の動向をしっかりと注視した上で、改めて本請願について議論する必要があること、また、「こども未来戦略」案が示す保育士の配置基準は、本市の配置よりも低い配置基準であり、国への意見書の提出に当たっては、より手厚い配置基準を求めることも視野にしっかりと議論すべきであることから、審査期限の延期を申し出るべきと考える。
- ・「こども未来戦略会議」での議論により国が大きく動き出している時期であり、今後の変化を見極めながら本請願を審査すべきと考えるため、審査期限の延期を申し出るべきと考える。

5. 結果

審査期限を延期（令和6年2月定例会議会まで）することが賛成多数で可決されました。

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

萬古焼生産安定化支援事業補助金（萬古焼振興事業費）について

1. 目的

世界的な電気自動車の普及に伴うリチウム需要の高まり等により、本市の代表的な地場産業である四日市萬古焼の製造に欠かせない原料である「ペタライト」の入手が困難な状況となっている。

こうした状況に早急に対応するため、四日市萬古焼の製造事業者で構成される萬古陶磁器工業協同組合に対して、原料の配合等の研究にかかる費用の一部を補助することにより、製造事業者がこの困難な状況を乗り越え、四日市萬古焼の生産安定・継続を図ることを目的とする。

2. 内容

（1） 補助対象者

萬古陶磁器工業協同組合

（2） 補助対象事業

萬古陶磁器工業協同組合が行う原料研究事業

（3） 補助対象経費

ペタライトの配合割合や代替材料等の研究に要する費用で、試作品の製造に係る原料費及び焼成費

（4） 補助率

補助対象経費の2／3以内

3. 補正予算額

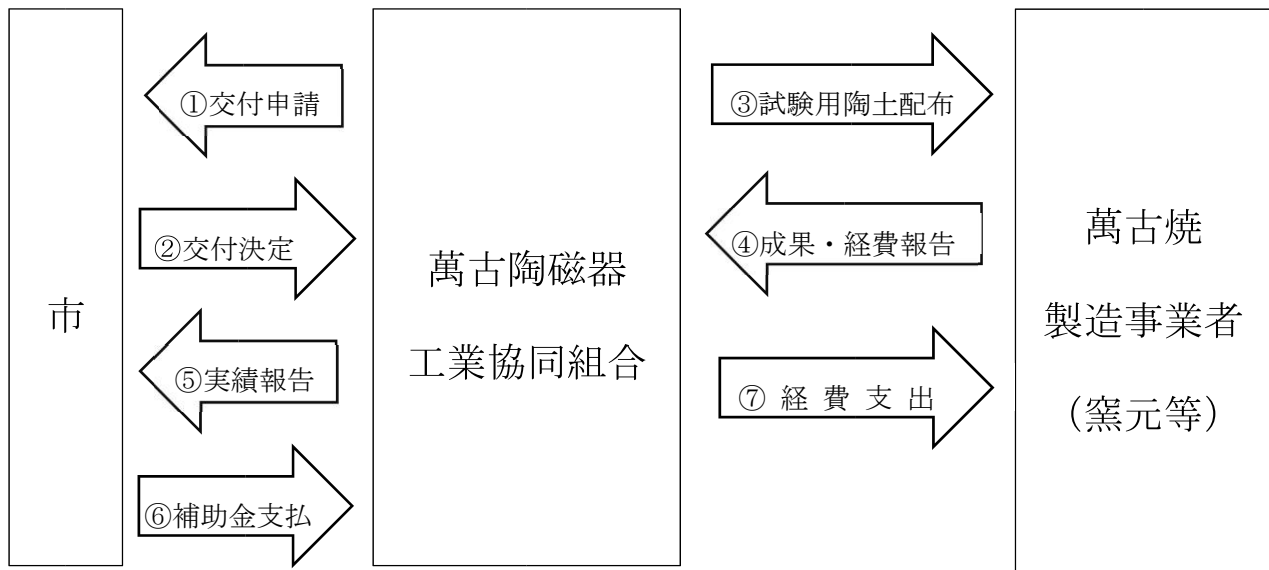
10,000千円 （財源内訳）一般財源 10,000千円

4. 補助事業の内容について

ペタライトの入手が困難な状況となっていることから、従来よりもペタライトの配合割合を少なくした試験用陶土を用いて、萬古焼製造事業者（窯元等）が自社製品を試作し、その性能や品質を研究する取り組みを支援するものである。

萬古陶磁器工業協同組合が補助事業実施主体となり、試験用陶土の仕入れ・各事業者への配布、試験結果の取りまとめ、本補助金の事務手続き等を行う。

5. 補助金のスキームについて



- ①萬古陶磁器工業協同組合（以下、組合）が市へ補助金の交付申請を行う。
- ②市は、交付申請の内容を審査し、適正と認められれば交付決定を行う。
- ③組合は、試験用陶土を一括で仕入れ、試作品の製造を行う事業者（窯元等）に対して試験用陶土を配布する。
- ④萬古焼製造事業者（窯元等）は、試作品の製造を行い、組合へ成果及び経費（焼成費）の報告を行う。
- ⑤組合は、各社の報告を取りまとめ、令和6年3月末までに市へ実績報告書、収支決算書等を提出する。
- ⑥市は、実績報告書等を確認し、適正と認められれば補助金を組合へ支払う。
- ⑦組合は、萬古焼製造事業者に対して、④で受けた報告に基づき、それぞれの経費（焼成費）の一定額について支給する。

6. 主な議論

（Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁、意見：委員からの意見）

Q. 補正予算額 1000 万円は、どういう根拠で算出しているのか。

A. 萬古陶磁器工業協同組合からは、試験用陶土は粒度の荒いもの・細かいもの、それぞれの含有するペタライトの量を低減したものを含め4パターンを想定していると聞いている。その試験用陶土を用いた試作品の製造に係る経費として、原料費だけで700万円程度見込んでおり、さらに焼成費を加えると1000万円近くの補助金額になると見込んでいる。

Q. 新しい陶土を研究していく中で、今後の支援の予定はあるのか。

A. 現状のペタライトの入荷の見通しが危ういため、まずは試作に集中することで令和6年3月までには事業を完了してもらおう。今後については、今回の取組の結果によって、さらに試作等を行う必要があれば、状況を見て判断したい。

（意見）当市が誇る地場産業であるため、今後の動向を注視してほしい。

Q. 11月16日に、知事と市長が経済産業省に対して、ペタライト確保の支援を求めたが、その際、経済産業省から具体的な回答はあったのか。

A. 現在使用しているジンバブエ産のペタライトが安定的に確保できないか、県と本市が国へ要望しているところであり、国からは、他国からの供給も念頭に入れ対応していくと聞いている。

議案第52号 令和5年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算実施計画

地下水利用事業費について

令和5年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度市立四日市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度市立四日市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量) (補正予定量) (計)

(2) 年間患者数

入 院	143,472 人	4,026 人	147,498 人
外 来	410,670 人	△21,870 人	388,800 人

(3) 一日平均患者数

入 院	392 人	11 人	403 人
外 来	1,690 人	△90 人	1,600 人

(4) 主要な建設改良事業

病院施設整備費	1,241,659 千円	△73,810 千円	1,167,849 千円
---------	--------------	------------	--------------

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 病院事業収益	24,157,804 千円	1,411,783 千円	25,569,587 千円
第1項 医業収益	22,536,473 千円	1,172,018 千円	23,708,491 千円
第2項 医業外収益	1,509,844 千円	239,765 千円	1,749,609 千円

支 出

第1款 病院事業費用	25,451,886 千円	1,291,868 千円	26,743,754 千円
第1項 医業費用	24,754,255 千円	1,244,972 千円	25,999,227 千円
第2項 医業外費用	661,830 千円	46,896 千円	708,726 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 1,059,704 千円」を「不足する額 1,057,858 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1,056,080 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 1,054,109 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,624 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,749 千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	2, 112, 749 千円	△71, 964 千円	2, 040, 785 千円
第 1 項 企業債	1, 432, 100 千円	△73, 900 千円	1, 358, 200 千円
第 5 項 補助金	0 千円	1, 936 千円	1, 936 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	3, 172, 453 千円	△73, 810 千円	3, 098, 643 千円
第 1 項 建設改良費	1, 797, 431 千円	△73, 810 千円	1, 723, 621 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
業務・事務処理委託等に要する経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	限度額 1 5 4, 0 8 9 千円 臨床検査業務委託料等
事業用機器等運用経費	令和 5 年度から 令和 11 年度まで	限度額 1 2 3, 0 3 9 千円 シリンジポンプ賃貸借等
事務用機器等運用経費	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	限度額 6, 3 8 2 千円 コピー機賃貸借
地下水利用事業費	令和 5 年度から 令和 20 年度まで	限度額 1 8 4, 2 4 5 千円 地下水供給システムに係る経費
感染性産業廃棄物処理業務委託費	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	限度額 2 1 4, 0 3 8 千円 感染性産業廃棄物処理業務委託料
クレジットカード利用取扱業務委託費	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	限度額 2 3, 7 8 7 千円 クレジットカード利用取扱業務委託料
注射薬自動払出システム購入費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	限度額 1 3 8, 7 0 0 千円 注射薬自動払出システム購入
就職準備資金貸付事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	限度額 1 5, 0 0 0 千円 就職準備資金貸付金

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた病院改築事業資金にかかる起債の限度額について、「限度額 1,032,100 千円」を「限度額 958,200 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	10,994,893 千円	174,972 千円	11,169,865 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条中「8,339,197 千円」を「9,457,197 千円」に改める。

令和5年11月29日提出

四 日 市 市 長 森 智 広

・主な議論

(Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁、意見：委員からの意見)

Q. 市立四日市病院の水は、地下水だけでなく、上水も利用しているのか。

A. 病院では自己水源から水をくみ上げて使用しており、水道使用量の約 80%を地下水でカバーし、残りの約 20%は上水を使用している。地下水設備に何か問題が生じた際には、上水ですべてを賄うことが出来るようになっている。

Q. 地下水を使うことの経営的なメリットは何か。

A. コストが安い。また、災害時に上水が使えなくなった際に、病院機能を喪失させないために、代替手段として地下水が利用できる

Q. 地下水と上水の現状の利用割合には、どのようなメリットがあるのか。

A. 地下水を主な水源として使用すると、コスト面では有利となるが、地下水の供給がいつ途切れるかは予測不可能であるため、上水と地下水の両方の水源を確保することが重要である。また、地下水は、一度設備を設置すると使用しなくてもコストはかかってしまうため、上下水道局と協議し現在の割合となっている。

(意見) 今後、地下水と上水の使用割合を検討課題としてほしい。

議案第 8 2 号四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定について

1. 施設の名称

四日市市すわ公園交流館

2. 指定管理者候補者の所在地及び名称 所在地 東京都目黒区下目黒一丁目 5 番 4 号
KDX 中目黒ビル 6 階 団体名 アクティオ株式会社
代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

3. 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4. 募集及び選定の経過

	令和 5 年
選定委員会による募集要項の審査	6 月 13 日 (火)
募集要項の配付開始、HP 掲載	6 月 20 日 (火)
応募説明会	6 月 28 日 (水)
質問書受付	6 月 29 日 (木) ～ 7 月 3 日 (月)
質問書回答	7 月 14 日 (金)
指定申請書提出期間	7 月 24 日 (月) ～ 7 月 31 日 (月)
選定委員会による応募者ヒアリング	9 月 28 日 (木)
選定委員会による総合審査	10 月 24 日 (火)

5. 指定管理者応募者名

アクティオ株式会社

代表取締役社長 淡野 文孝

6. 選定結果の概要

評価項目	総得点	アクティオ株式会社
提案内容・評価点（a）	85	64.5
提案価格 5か年（単位：円）	—	101,100,000
提案価格・価格点（b）	15	15.0
総計（a+b）	100	79.5
順位	—	1

7. 施設概要

所在地：四日市市諏訪栄町22番25号

竣工等：昭和4年1月（平成15年8月改修）※国指定登録有形文化財

施設の概要：敷地面積 10,825 m²の一部 建築面積 194.95 m² 延床面積 384.38 m²

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

休館日：① 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

② 年末年始

③ 市の実施する交流館の施設または設備に係る工事において、来館者に危険が及ぶと判断される場合

開館時間：午前9時30分から午後6時30分

（専用使用時は午後6時30分から午後9時）

8. 利用実績

	延べ利用者数	うち主催・共催事業参加者数
令和元年度	53,706人	31,998人
令和2年度	7,686人	3,567人
令和3年度	6,042人	3,109人
令和4年度	28,596人	24,774人

議案第 8 3 号四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者の指定について

1. 施設の名称

四日市市勤労者・市民交流センター

2. 指定管理者候補者の所在地及び名称

所在地 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号

KDX 中目黒ビル 6 階

団体名 アクティオ株式会社

代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

3. 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

4. 募集及び選定の経過

令和 5 年

選定委員会による募集要項の審査	6 月 1 3 日 (火)
募集要項の配付開始、HP 掲載	6 月 2 0 日 (火)
応募説明会	6 月 2 8 日 (水)
質問書受付	6 月 2 9 日 (木) ～ 7 月 3 日 (月)
質問書回答	7 月 1 4 日 (金)
指定申請提出期間	7 月 2 4 日 (月) ～ 7 月 3 1 日 (月)
選定委員会による応募者ヒアリング	9 月 2 8 日 (木)
選定委員会による総合審査	1 0 月 2 4 日 (火)

5. 指定管理者応募者名

アクティオ株式会社

代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

6. 選定結果の概要

評価項目	総得点	アクティオ株式会社
提案内容・評価点 (a)	8 2	5 8. 8
提案価格 5 か年 (単位: 円)	—	2 3 9, 2 5 0, 0 0 0
提案価格・評価点 (b)	1 8	1 8. 0
総計 (a + b)	1 0 0	7 6. 8
順位	—	1

7. 施設概要

(1) 本館

①所在地 四日市市日永東一丁目2番25号

②建物概要 敷地面積 2,870.53 m²

建築面積 939.6 m²

延床面積 1,261.4 m²

構造 鉄筋コンクリート造2階建竣工 平成3年2月

③施設概要 1階 多目的ホール(397 m²、240～450人)、会議室(57 m²、30人)、
事務室、ロビー、器具庫、更衣室等

2階 研修室(48 m²、24人)、研修会議室(70 m²、36人)、教養文化室(20畳、
20人)、ロビー等屋上 機械スペース(66 m²)

④運営に係る事項

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 〔1〕毎週火曜日

(火曜日が祝日にあたるときはその翌日)

〔2〕12月29日から翌年1月3日まで

(2) 東館

①所在地 四日市市日永東一丁目2番25号

②建物概要 敷地面積 1,140.7 m²

建築面積 460.3 m²

延床面積 1,220.0 m²

構造 鉄筋コンクリート造3階建

竣工 平成3年2月

③施設概要 1階 給湯室、第1会議室(36 m²、12人)、ロビー等

2階 第3会議室(67 m²、27人)、第4会議室(52 m²、24人)、
第5会議室(99 m²、54人)、作業室、給湯室等

3階 大会議室(166 m²、90人)、第2会議室(71 m²、36人)、
給湯室等

屋上 機械スペース(64 m²)、エレベーター機械室(12 m²)

④運営に係る事項

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 〔1〕毎週火曜日

(火曜日が祝日にあたるときはその翌日)

〔2〕12月29日から翌年1月3日まで

(3) 陶芸室

①所在地 四日市市日永東一丁目2番28号

②建物概要 延床面積 48 m²

構造 プレハブ造平家建

竣工 昭和48年8月

③施設概要 ガス窯 1基

電動ろくろ 5基

④運営に係る事項

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 〔1〕毎週火曜日

(火曜日が祝日にあたるときはその翌日)

〔2〕12月29日から翌年1月3日まで

8. 利用実績

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率
本館	48,481人	50.6%	23,433人	36.3%	21,515人	27.9%	21,571人	34.5%
東館	39,031人	38.7%	21,948人	27.6%	23,043人	26.9%	23,862人	32.4%
陶芸室	926人	32.0%	804人	29.1%	530人	20.7%	769人	31.3%
全体	88,438人	43.8%	46,185人	31.5%	45,088人	27.2%	46,202人	33.3%

9. 主な議論

(Q: 委員からの質疑、A: 執行部からの答弁、意見: 委員からの意見)

Q. 提案価格は、物価高騰による光熱費の値上げを考慮して算定しているのか。

A. 物価高騰を考慮して提案してもらっている。

都市・環境常任委員会／都市・環境分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

予算議案

議案第 44 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号） 第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分）
--

【喫煙所清掃等業務委託】

[環境事業課]

1. 事業概要

「四日市市路上喫煙の禁止に関する条例」の施行により整備した喫煙所等の清掃管理（3ヵ所）を委託し、適正な管理を行う。

2. 債務負担行為（追加）

限度額 2, 0 0 2 千円

期 間 令和 5 年度から令和 6 年度まで

3. 主な議論

Q. 清掃の対象となる喫煙所は何か所あって、どのような清掃委託をしているのか。

A. 喫煙所 3 か所に設置してある灰皿やアクリル板の清掃を委託している。今年 6 月に中央通り再編工事に伴い、近鉄四日市駅東側の喫煙所は撤去され、現在は、2 か所の喫煙所の清掃を行っているが、その他、駅周辺の吸い殻の清掃も行っており、来年 2 月には撤去された喫煙所の代替として仮設の喫煙所が設置される予定である。設置後はそちらも含めた 3 か所の清掃を継続していく。

Q. 3 か所の清掃で年間約 200 万円もかかっているが、どのような理由か。

A. 早朝から清掃作業を行っており、喫煙所の清掃に必要な道具を運搬し、吸い殻の撤去、灰皿内の水の交換作業がある。また、祝日や年末年始等も関係なく、毎日清掃業務を行っていることからこのような金額になっている。

【路上喫煙禁止等に係る啓発等業務委託】

[環境事業課]

1. 事業概要

四日市市路上喫煙の禁止に関する条例に規定する路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止や、ごみのばい捨ての防止等について啓発を行う。

2. 債務負担行為（追加）

限度額 2, 8 0 0 千円

期 間 令和 5 年度から令和 6 年度まで

3. 主な議論

Q. 本市の啓発活動の実態はどのようなものか。

A. 警備会社に委託し、喫煙禁止エリアを巡回し、路上の吸い殻の回収や喫煙者への指導、喫煙所への誘導等を行っている。毎週金曜日をはじめ、年末年始やゴールデンウィーク、お盆を中心に年間 60 日巡回している。

議案第 51 号 令和 5 年度四日市市水道事業会計第 2 回補正予算

第 2 条 収益的収入及び支出の補正

漏水修繕業務

1. 目的

水道水の安定供給のため、水道管の漏水修繕を行う。

2. 内容

漏水修繕については、上下水道局職員による直営と、四日市市指定上下水道工事業者協同組合への漏水修繕業務委託で対応している。

漏水修繕業務委託において、当初予算を上回る見込みであるため、委託料の増額補正を行う。

令和 5 年度所要額見込

(単位：千円)

当初予算額	補正予算額	補正後予算額
200, 000	30, 000	230, 000



漏水状況



修繕状況

3. 補正予算額

30,000千円 (財源内訳) 自己財源 30,000千円

4. 主な議論

Q. 漏水修繕業務委託料を3000万円増額補正することだが、経年劣化により漏水が増加しているのか、それとも気温等の理由で増加しているのか。

A. 経年劣化による面もあると思うが、年度により漏水件数にばらつきがあり、はっきりとした要因を特定することは難しい。

Q. 漏水の修繕を行う場合、漏水箇所のみ修繕するのか、一定の範囲で漏水対策を行うのか。

A. 部分的に修繕する場合もあれば、管路が古い場合は、漏水箇所のみならず、水道本管から水道メーターまで新しく引き替えることを基本とし、対応している。

(意見) 今後も漏水が発生しないよう適切に対応いただきたい。

一般議案

議案第77号 工事請負契約の締結について

—近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事(その5)—

近鉄四日市駅とJR四日市駅を結ぶ中央通りや駅前広場等の再整備により、中心市街地の活性化や交通機能の向上を図るものであり、近鉄四日市駅の東側において、近鉄四日市駅・バスタ四日市・あすなろう四日市駅・新図書館等を結ぶ円形デッキの整備(土木工事)を行うものである。

1. 工事概要

歩道橋(円形4径間連続鋼床版箱桁橋)

橋長 $L = 113.1\text{ m}$ 有効幅員 $W = 3.5\text{ m}$ (全幅 $W = 4.5\text{ m}$)

本体下部工 橋脚 鋼製円柱($\phi 1000$) 4箇所

基礎 回転圧入鋼管杭($\phi 1600$ $L = 44.5 \sim 45.5\text{ m}$) 4箇所

本体上部工 連続鋼床版箱桁橋(桁製作・架設工) 1橋

階段下部工 橋脚 鋼製円柱($\phi 600$) 1箇所、鋼製円柱($\phi 450$) 2箇所

基礎 回転圧入鋼管杭($\phi 1200$ $L = 20.5 \sim 22.0\text{ m}$) 3箇所

昇降口基礎 RC フーチング及び回転圧入鋼管杭

($\phi 600$ $L = 18.0\text{ m} \times 6$ 本) 1箇所

階段上部工 鋼床版I桁橋(桁製作・架設工) 2箇所

2. 契約金額

881,100,000円

3. 契約の相手方

大成・信藤・中村特定建設工事共同企業体

4. 契約期間

契約の日から令和7年3月14日まで

5. 入札方法

随意契約

6. 工事のスケジュール

工種	令和5年度				令和6年度											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
桁製作工																
杭工																
橋脚工																
架設工																
溶接工、塗装工、防水工																

7. 主な議論

- Q. 円形デッキの整備工事全体の費用を確認したい。
- A. 円形デッキ全体の工事費を約17億円、そのうち土木工事費を約6.8億円と見込んでいたが、物価高騰等の影響により土木工事費が約8.8億円となり、建築工事費については精査中である。
- Q. 円形デッキ全体の整備費用が明確でない中で土木工事に係る契約を認めてしまうと後戻りできなくなるので、全体の整備費用について大まかな概算でも示すべきではないか。
- A. 現時点で精査中であるが、25億円程度を見込んでいる。
- Q. 資材の単価については、物価高騰が収まり、逆に下落しているものもあるので、そういった部分も検討すべきと考えるがどうか。
- A. 個々の資材の単価については当然把握し発注を行う。また、資材単価だけではなく、工賃も関係するため、これらを含めて精査している。
- (意見) 円形デッキ設置を含めた中央通りの再編、新図書館の整備、JR四日市

駅周辺への大学設置など、一連の事業を含めた全体像やこれらの整備に係る総額を示し、その上で市民の協力を得ながら事業を完成させていくという視点が必要である。

Q. 円形デッキの工事費について、デッキを直線的な配置にする場合と比較してどうか。

A. 円形のほうが費用は増えるが、まちなかの景観づくりと複数の公共交通機関の移動ルートの確保を両立できることから円形としている。

(意見) 円形デッキの全体の整備費用が示されない中で、今後資材等の価格が上昇し、想定を大きく超える金額となった場合、市民の理解が得られるのか懸念もあるので、ある程度総工費を明確にすべきである。

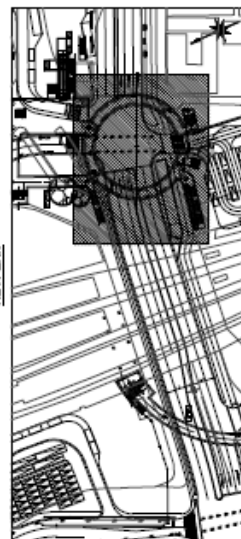
Q. 何故円形とするのか。

A. 円形デッキを設置する場所は近鉄四日市駅東側で、市内外から多くの人を訪れる場所であり、まちなかの景観形成の面からも、本市の玄関口のシンボルとなるようなデザインが求められる。また、近鉄四日市駅からバスタやあすなろう鉄道など、複数の交通機関を移動するルートを確保していく必要性があること等を踏まえ、一番機能的なものということで円形デッキを設置するものである。



種	參選レベル	L1	L2
BP1	TP+2, 384	6226	504
BP2	TP+2, 392	6218	512
BP3	TP+2, 423	6187	543
BP4	TP+2, 539	6071	659

設計名称	歩道橋（立石橋補修）
種別	歩道橋
構造形式	桁橋形式
下部構造形式	橋脚 鋼筋コンクリート造 橋台 鋼筋コンクリート造（φ=1600）
橋長	16, 009+32.7+23.12+28.00+115.60+73m
橋幅員	有蓋部3.0m、無蓋部4.3m
橋面形式	既設部は、砂（舗装勾配）
舗装形式	φ、0%
設計速度	40km/h
設計車種	II-150m
設計材料	鋼材 S400P, S400, S540, ST440, ST460, S10T S400, S540 SD45 S400
資料	設計書
資料作成者	株式会社（株）M&M 市営中央コンクリート研究所（S54, 1） 市営中央コンクリート研究所（S54, 1） 市営中央コンクリート研究所（S54, 1）



KEYPLAN

332

[illegible]



©四日市市・日建設計

近鉄四日市駅東側のアングル



※現時点の計画に基づくイメージであり、整備内容を決定するものではありません

予算常任委員会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第 44 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

温水プール整備事業費について

◎執行部から提案のあった債務負担行為補正の内容

1. 目的

温水プールについて、竣工後 50 年が経過し、プール槽の老朽化や設備等の損傷が進行したことやユニバーサルデザイン等に対応していないことから改築工事を行い、大会開催や市民の競技力向上の場を提供できる施設の整備を行う。

2. 内容

令和 5 年度に進めている「温水プール改築工事実施設計業務委託」を踏まえ、令和 5 年度中に業者選定を開始し、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて改築工事を行う。

①プール及び諸室

25m×7レーンプール（日本水泳連盟公認プール）、更衣室、シャワー室、トイレ、多目的更衣室（シャワー室等含む）、多目的トイレ、採暖室、備品等収納倉庫、機械室、事務室、監視員室、多目的室、医務室、談話コーナー

②構造、面積

- ・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て
- ・建物面積≒1,850㎡

③その他

駐輪場、バイク置き場、駐車場 58 台（おもいやり駐車場 2 台含む）

3. 債務負担行為（追加）

限度額 2,668,000 千円

期 間 令和 5 年度から令和 7 年度まで

（工事スケジュール予定）

	令和5年度				令和6年度												令和7年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
契約行為	入札公告		仮契約		本契約																							
工事																												
施設休館																												

◎委員会での執行部からの説明

1. 建替えに至った経緯

当該温水プールは昭和 48 年に竣工後、50 年が経過しプール槽、給水配管、ボイラー設備等の老朽化やユニバーサルデザインの配慮に欠けた施設であることから改修での対応には限界があった。

- ①アルミプール槽の腐食進行、埋設配管の腐食進行、熱交換器の破損、管理棟建屋耐用年数が 50 年経過、プール棟屋根鉄骨腐食進行など今後も修繕費がかさむ恐れがある。

↓

- ②令和 4 年度当初予算にて改築に向けて基本設計、地質調査業務費計上

↓

- ③市水泳協会をはじめ関係者に建て替えに至る経緯等の説明や意見聴取を行い、また、基本レイアウト作成段階においても説明会を開催し、基本計画の内容について承諾を得ている。

↓

- ④令和 5 年度当初予算にて、これまでの打合せ等の内容を精査の上、実施設計業務費を計上。実施設計段階においても関係者に同行して県営プールを視察し、意見聴取の上現在、実施設計を取りまとめている状況である。

2. 温水プールの利用状況

①温水プールの利用者数実績（延べ人数）

（人）

	専用利用者数	一般利用者数	総数
平成 30 年度	7,298	23,968	31,266
平成 31 年度	5,980	21,258	27,238
令和 2 年度	1,896	16,854	18,750
令和 3 年度	3,014	13,271	16,285
令和 4 年度	5,165	21,990	27,155

②温水プールの利用状況

	用途
専用利用※	教室事業、水泳クラブ団体の競泳練習、中学・高校部活動
一般利用※	自由遊泳、中学・高校部活動、水中ウォーク

※ 専用利用は午前、一般利用は午後

大会開催状況

競技	大会名
競泳	スペシャルオリンピックス競泳、スイムミート in 三重、四日市春季室内水泳競技大会
水球	四日市市民水球大会
トライアスロン	J T U 認定記録会

③温水プールの役割

安価でいつでも気軽にプールを利用できる環境を提供し、競技者の自主練習や体を動かす習慣づくりを推進している。また、公認大会が開催できる環境を整えることで、競技力の向上を図る。

3. 建設事業費が高騰している理由

- ・近年の資材・人件費が高騰等に加え、建設業の週休2日制の導入に伴う経費等が上昇圧力となっている。
- ・住宅地に近接して地下部分工事（深さ3.5m）となることで仮設費や液状化発生等に対応した杭工法が必要であることから工事費は増額要素となっている。
- ・脱炭素化に向けての省エネ機器の導入や再生可能エネルギー施設の導入など施設のZEB化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）に向けての取組を積極的に採用している。

4. 中央緑地屋外プールを廃止した経緯

中央緑地屋外プールは三重国体（S50）後、年間3万人程度の利用があり、一般利用者はもちろんのこと高校総体、三重県選手権、東海総体などの大規模大会を担う場であった。

しかしながら、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿水泳場が平成9年に開場後は、年間7,000人程度の利用に激減したこと（※利用率など費用対効果を検討（当時光熱費や人件費等で1,500万円ほどの経費に比べ入場料収入は100万円ほど）や施設の老朽化によりこれ以上手を入れていくことは困難である状況であった。

一方で、大規模大会のほとんどは三重交通Gスポーツの杜鈴鹿水泳場へ移り、市民大会や三四中体連の大会のみとなったことから市の施設としての整備計画では廃止の方向性を打ち出した。

これらのことを踏まえ平成24年当時、霞ヶ浦プール水泳競技会場として50mの公認プールに改修し、併せて備品も整備することで四日市水泳協会の手承を得た。

また、平成25年12月議会において四日市市運動施設の設置に係る条例が審議され、中央緑地水泳競技場の廃止が可決されている。

温水プールの現況写真

A. 外観

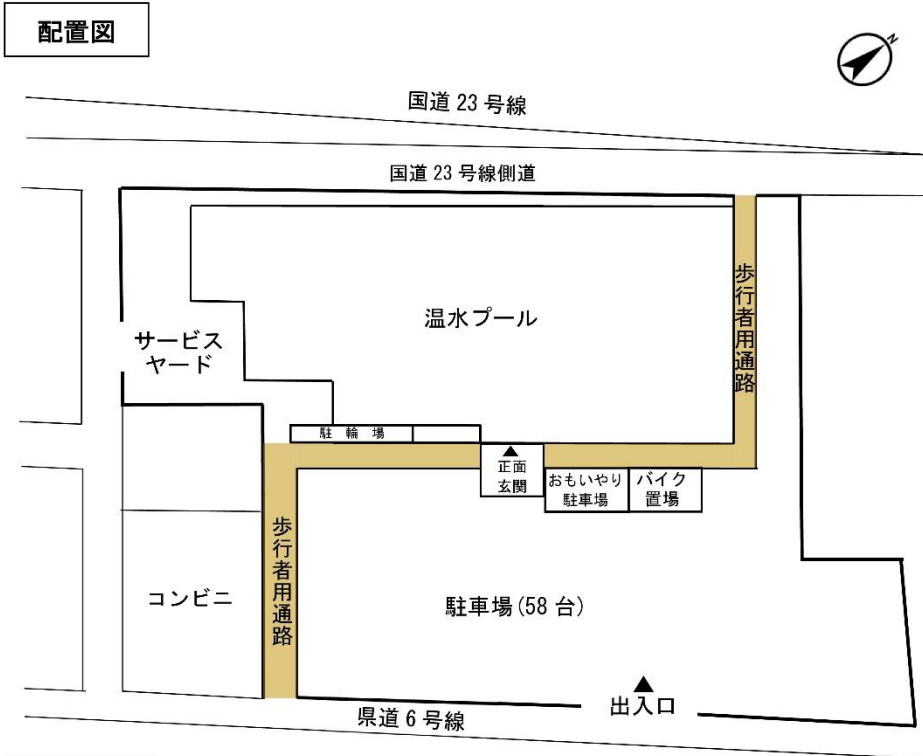


B. 内部

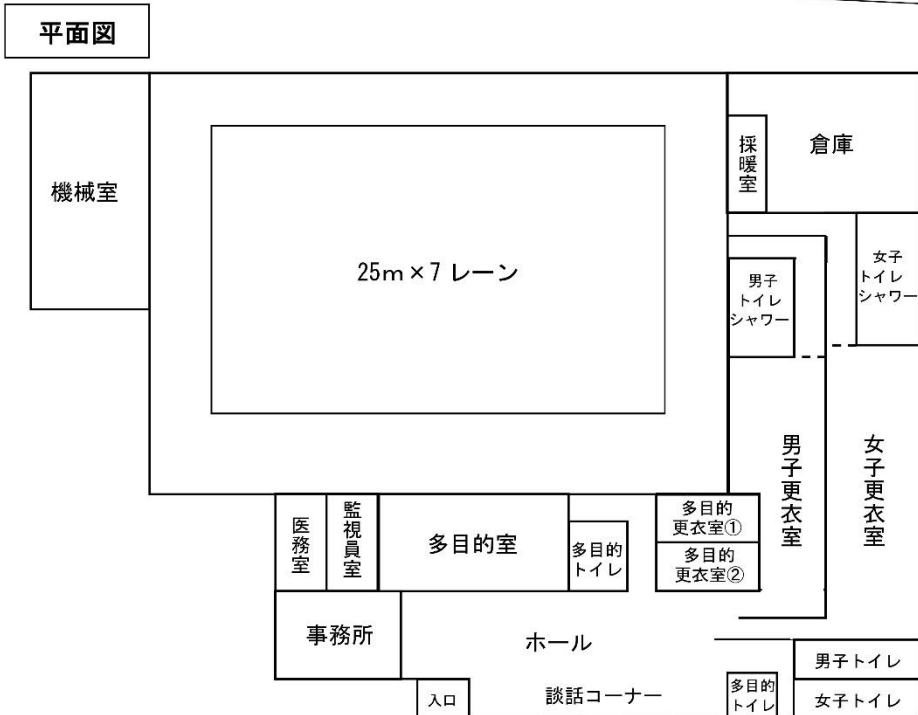


計 画 図

配置図



平面图



◎委員会における主な意見

○今まで市の方針について協議を重ねてきたはずの四日市水泳協会から議会に対して、当事業の中止と新たな 50mの屋内水泳競技場の建設を求める陳情が提出されていることを重く受け止め、学校の水泳指導でも使用可能な可動床の機能を備えた新施設の検討を、NPOや民間企業などとの共同運営によりコストを削減して設置するといった手法も視野に入れつつ、前向きに進めてほしい。

○水泳協会には、民間プール施設を活用した学校の水泳指導など、様々な事業で連携・協力を求めていく必要がある中で、今後の本市のプール施設の在り方を考える上では、競技施設や教育施設としての視点も踏まえながら、同協会と丁寧に協議を進めていくことを強く求める。

◎委員会における議案審査の結果

＜議案第 44 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）＞

人件費の補正について、「給与水準が低く、待遇改善が求められるパートタイム会計年度任用職員の期末手当引き上げがなされないまま、もとより高水準である市長、副市長、議員の期末手当を引き上げるべきではない」との反対討論がありました。

当予算案を採決したところ、賛成多数により可決されました。

＜議案第 45 号から議案第 53 号及び議案第 94 号の補正予算 10 議案＞

別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本会議等における審査の結果（概要）

【11月定例会議会】

四日市市議会は、11月定例会議事を11月29日から12月25日までの27日間の日程で開催し、市長から提案された54議案を審議しました。

議案第44号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）、議案第54号 市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第55号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び第77号 工事請負契約の締結について ー近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その5）ーは、賛成多数で原案のとおり可決しました。

そのほか49議案について全会一致で原案のとおり可決したほか、1件の人事案件に同意しました。

また、請願第5号 中心市街地における公設喫煙所の設置を求めることについて、全会一致で採択しました。なお、請願第6号 子どものために「保育士配置基準の引上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出については、審査期限を延期することを賛成多数で可決しました。

1. 市長提出議案 54件

① 補正予算議案 12件

一般会計補正予算（第5号） など

② 条例制定議案 1件

市立図書館充実基金条例の制定 など

③ 条例一部改正議案 18件

市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 など

④ 条例廃止議案 2件

総合会館条例の廃止 など

⑤ 人事案件 1件

農業委員会委員 山川 友志 氏（新任）

⑥ その他 20件

契約の締結 小中学校保健室等空調設備整備事業に係る特定事業契約 など

指定管理者の指定 市民交流会館 など

市道路線の認定 別名100号線ほか8路線

2. 請願 2件

- ・中心市街地における公設喫煙所の設置を求めることについて
- ・子どものために「保育士配置基準の引上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出について

3. その他 1件

議員の派遣

1 1 月定例月議会における一般質問について

	議員名	質問項目
1	今村 厚美	・「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画で感じた違和感 ・公共施設配置の地域バランスについて ・次代に継承したい「智積養水」
2	水谷 一未	・地場産業萬古焼の今後に向けて ・動物愛護活動の課題について
3	田中 徹	・公共施設の適正化について 「廃止した公共施設の地域での活用について」 ・現状の公会所・集会所等の登記について ・今後の地域の公会所・集会所等はどうなってゆくのか 「自治会の法人化について」
4	小林 博次	・J R 四日市駅周辺の再開発（まちづくり）について
5	太田 紀子	・有機フッ素化合物汚染について ・体育館の空調設備の設置を
6	村上 暁	・図書館について 新図書館の立地場所とコストの懸念 現図書館の扱い
7	森 智子	・学校図書館の現状と今後について ・総合経済対策の本市の動向について ～物価高騰 どうする四日市～
8	荒木 美幸	・防災・減災対策
9	樋口 博己	・市民の食肉文化を守り育てよう！ ～食肉センター・食肉地方卸売市場施設の一方通行化・新施設整備～
10	山口 智也	・障がいのある子どもやその家族に寄り添った環境整備を！
11	上 麻理	・運動場・公園の危険金属による負傷を防ぐ為に必要な対策 ・どうせつくるなら！！ニワミチで環境学習 ・職員のパフォーマンス向上の為に憩いの場（休憩室）の在り方 ・四日市鈴鹿環状バイパスNo. 2
12	笹井 絹予	・まちの利便性と働く人のキャリア支援～
13	森川 慎	・アピアランスケアについて ・中央通り整備の進め方について
14	荻須 智之	・姉妹都市交流の今後について ・大矢知地区の通学路の安全確保について
15	伊藤 嗣也	・新生児を、障がい者を、給食を、森や川を、本気で守れますか？
16	笹岡秀太郎	・アーバンスポーツの振興について
17	伊世 利子	・四日市市職員の生理休暇の取得について ・重症心身障がい児の在宅ケア レスパイト機能について ・市立四日市病院に医療メディエーション（相談室）の設置について
18	小田あけみ	・要介護要支援認定について ～他市町と比べて厳しすぎるのでは？ ・生産緑地2022年問題のその後 ～知らないうちに増えている資材置き場やソーラーパネル
19	後藤 純子	・住生活の安定の確保について ～良好な近隣関係の保持と健全な生活環境～ ・多文化共生について ～日本語教育の質の維持向上に向けて～
20	村山 繁生	・マンホールの液状化対策について ・高齢者の運転免許証自主返納に対する支援策について
21	加納 康樹	・「中小企業振興基本条例を制定すべきではないか」 ～地域社会・地域経済を支える中小企業の振興のために～
22	山田 知美	・子育てしながら働きやすい環境づくり
23	辻 裕登	・使いやすい公共施設予約システムを目指して ・時代の変革に合わせた職員採用試験実施について ・生涯学習を通じたコミュニティ情報の提供
24	平野 貴之	・どう変わる？コロナ後の国際交流 ・山を守れ！ 今こそ持続可能で地域を活性化する自伐型林業を
25	早川 新平	・本市の空き家対応について ・自主防災組織の現実に直面する問題
26	諸岡 覚	・PTAをもっと楽しく！ もっとクリアに！

11 月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について

四日市市議会では、平成 26 年 8 月定例月議会から各定例月議会における重要な議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）について、各定例月議会の委員会での審査が行われる前に、市議会ホームページにおいて、市民の皆さんに情報提供を行い、ご意見をいただく取り組みを開始しました。

市民の皆さんからいただいたご意見は、一覧表にして全議員に配付し、議案審査の参考とさせていただきます。

議案の情報提供及び意見募集期間

令和 5 年 11 月 24 日（金）から 12 月 8 日（金）

意見の募集方法

広報広聴委員会において、意見募集の対象となる議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）を選定し、市議会ホームページに議案及び議案資料を掲載して、市民の皆さんに情報提供を行いました。市民の皆さんからは、Eメール、F a x 及び郵送で意見を提出していただきました。

11 月定例月議会の意見募集実施スケジュール

- 11 月 22 日（水）議案聴取会終了後、広報広聴委員会を開催し、意見を募集する議案を選択
- 11 月 24 日（金）掲載する資料を市議会ホームページに掲載
- 12 月 8 日（金）意見募集締め切り
- 12 月 11 日（月）広報広聴委員会を開催し、意見の一覧表を確認
広報広聴委員会終了後、全議員に周知

議案に対して寄せられた意見件数

総件数 35 件

（内訳）

No. 1	広報紙デザイン制作等業務委託費（債務負担行為）	2 件
No. 2	子ども医療費システム改修業務委託費（債務負担行為）	4 件
No. 3	民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費（債務負担行為）	5 件
No. 4	萬古焼生産安定化支援事業補助金（萬古焼振興事業費）	4 件
No. 5	シングルマザー等のための家計相談事業業務委託費（債務負担行為）	6 件
No. 6	工事請負契約の締結について ー四日市市民公園整備工事ー	7 件
No. 7	工事請負契約の締結について ー近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その 5）	7 件

※いただいたご意見は市議会ホームページに掲載させていただいております。

令和 6 年 2 月 定 例 月 議 会 日 程 （ 予 定 ）

2月	13日	(火)	本会議 初日(議案説明 など)	(午前10時から)
	21日	(水)	本会議 代表質問	(午前10時から)
	22日	(木)	本会議 代表質問、一般質問	(午前10時から)
	26日	(月)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	27日	(火)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	28日	(水)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	29日	(木)	本会議 一般質問 追加議案、質疑、委員会付託 など	(午前10時から)
3月	1日	(金)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	4日	(月)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	5日	(火)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	6日	(水)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	7日	(木)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会(予備日) ※3月6日で審査が終了している場合は開催しません。	(午後から)
	12日	(火)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	13日	(水)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	14日	(木)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	15日	(金)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	18日	(月)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	19日	(火)	予算常任委員会全体会(予備日) ※3月18日で審査が終了している場合は開催しません。	(午後から)
	25日	(月)	本会議 最終日(委員長報告、質疑、討論、採決等)	(午後1時から)

※各常任委員会/予算分科会：総務、教育民生、産業生活、都市・環境の各委員会/各分科会

2月定例月議会 議会報告会開催のお知らせ

2月定例月議会の議会報告会を下記日程で開催させていただきます。

ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

開催日時	会 場
3月28日（木） 18時30分から20時30分	総合会館7階 第1研修室 四日市市諏訪町2番2号
3月30日（土） 13時30分から15時30分	三浜文化会館2階 視聴覚室 四日市市海山道町一丁目1532-1

※天候等により中止となる場合があります。なお、開催3時間前に、大雨、暴風、大雪、津波のいずれかの警報が発令された場合、あるいは開始3時間前の時点で短時間のうちに各警報が発令される可能性が高いと認められる場合、また市域に震度4以上の地震が発生した場合は、開催を取り止めとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

開催を取りやめる場合は、市議会ホームページやSNS等でお知らせいたします。

※手話通訳、要約筆記いたします（事前予約は不要です）。

※状況によっては、記載された予定時間より早く終わる可能性があります。